

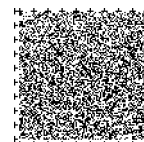
# 藤沢市地域福祉計画

(中間見直し版)



2012年(平成24年)3月

藤 沢 市



## 【目 次】

### 第1章 中間見直しの考え方

- 1. 中間見直しの考え方 . . . . . 1
- 2. 計画の期間 . . . . . 1

### 第2章 本市の現状

- 1. 本市の現状 . . . . . 2

### 第3章 取り組みの評価と課題

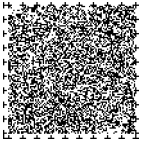
- 1. 取り組みの評価と課題 . . . . . 5

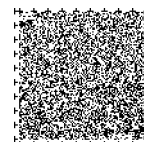
### 第4章 見直し後の具体的な取り組み

- 1. 本市の具体的な取り組み . . . . . 17
- 2. 具体的な取り組みの指標 . . . . . 22

### 資料編

- 1. 藤沢市地域福祉計画中間見直し素案に関するパブリックコメントの実施結果について
- 2. 藤沢市地域福祉計画推進委員会設置要綱
- 3. 藤沢市地域福祉計画推進委員会委員名簿
- 4. 市内の相談窓口一覧
- 5. 用語解説





# 第1章 中間見直しの考え方

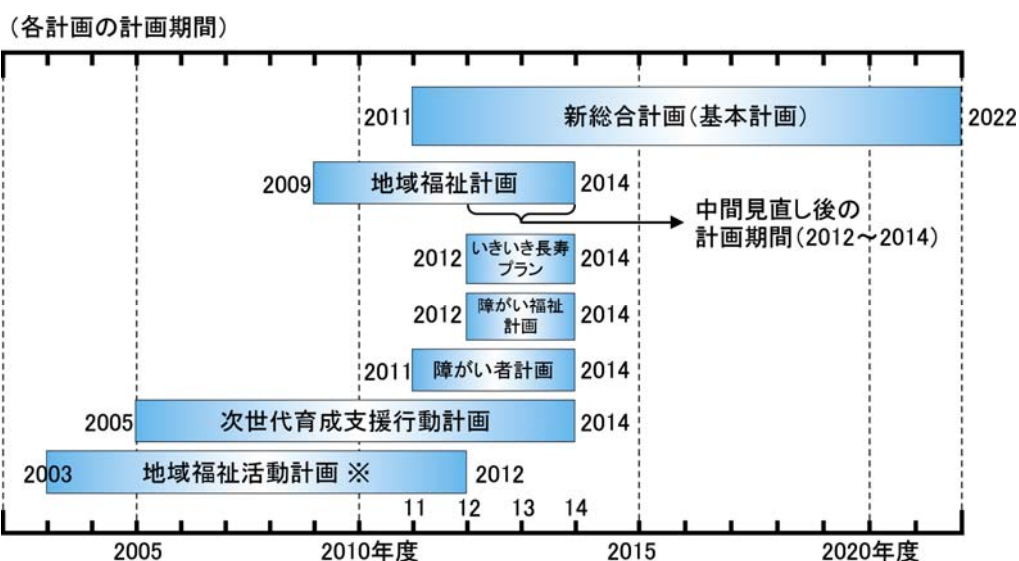
## 1. 中間見直しの考え方

2009年3月に策定した「藤沢市地域福祉計画」は、2009年度から2014年度の6年間を計画期間とし、必要に応じ中間年（2011年度）で見直しを行うこととしています。そのため、本計画の進行管理を行う「地域福祉計画推進委員会」において、2010年度までの取り組み状況を確認し、課題などを整理して中間見直しを行うべきかどうかの議論を行いました。その結果、少子高齢化の進行などの大きな課題とそれに対する今後の方向性に変更はないものの、2011年度から実施している「新総合計画」と2011年3月11日に起きた「東日本大震災」によって、具体的に取り組む施策の中で重点が変わってきているため、当初計画の「第4章 本市の方向性と取り組み」の「2. 本市の具体的取り組み」について見直しを行うものです。

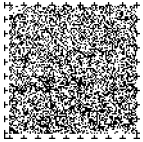
また、議論の中では、具体的な取り組み項目の進捗管理にあたって、どのような成果を期待すべきかを明確にし、PDCAサイクル（PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACTION（改善））により強化すべきとの意見も出ました。これについても、年度ごとの進捗管理の中で採り入れていくこととします。

## 2. 計画の期間

新総合計画の策定などを踏まえた各関連計画の計画期間は、以下のとおりです。



※「地域福祉活動計画」は藤沢市社会福祉協議会の策定した計画です。



## 第 2 章 本市の現状

### 1. 本市の現状

#### ① 地域福祉計画に関する主な指標

地域福祉計画に関する主な指標について、計画当初と現在の数値を比較します。

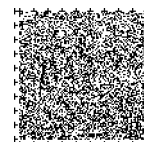
まず、人口は増加していますが、割合で見ると、総人口における子どもの人口の割合は、いずれも14.1%と横ばいとなった一方で、高齢者人口の割合は、18.9%から20.3%と増加し、高齢化が進行したことがわかります。

次に、ボランティア登録については、地区ボランティアセンターの開設が進んでいることにより、全体として登録数が伸びていると言えます。

また、相談窓口も増加しており、身近な地域で相談ができるよう整備が進んでいます。（詳しくは、資料編・市内の相談窓口一覧をご参照ください）

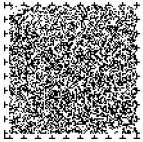
なお、児童、高齢者に引き続き、「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」が2011年6月に成立し、法に基づく虐待防止が開始されます（2012年10月施行）。

指 標		計画当初	現 在
総人口 （住民基本台帳による）		401,179人 （2008.10.1）	411,219人 （2011.10.1）
子ども（14歳以下）の人口 （住民基本台帳による）		56,641人 （総人口比14.1%） （2008.10.1）	58,053人 （総人口比14.1%） （2011.10.1）
高齢者（65歳以上）の人口 （住民基本台帳による）		75,788人 （総人口比18.9%） （2008.10.1）	83,300人 （総人口比20.3%） （2011.10.1）
介護を必要とする方 （介護保険認定者数）		12,165人 （2009.3.31）	13,697人 （2011.3.31）
障がいの ある方	身体障がい者手帳所持者	9,422人 （2009.4.1）	10,174人 （2011.4.1）
	療育手帳所持者	1,970人 （2009.4.1）	2,165人 （2011.4.1）
	精神障がい者保健福祉手帳所持者	1,738人 （2009.4.1）	2,127人 （2011.4.1）



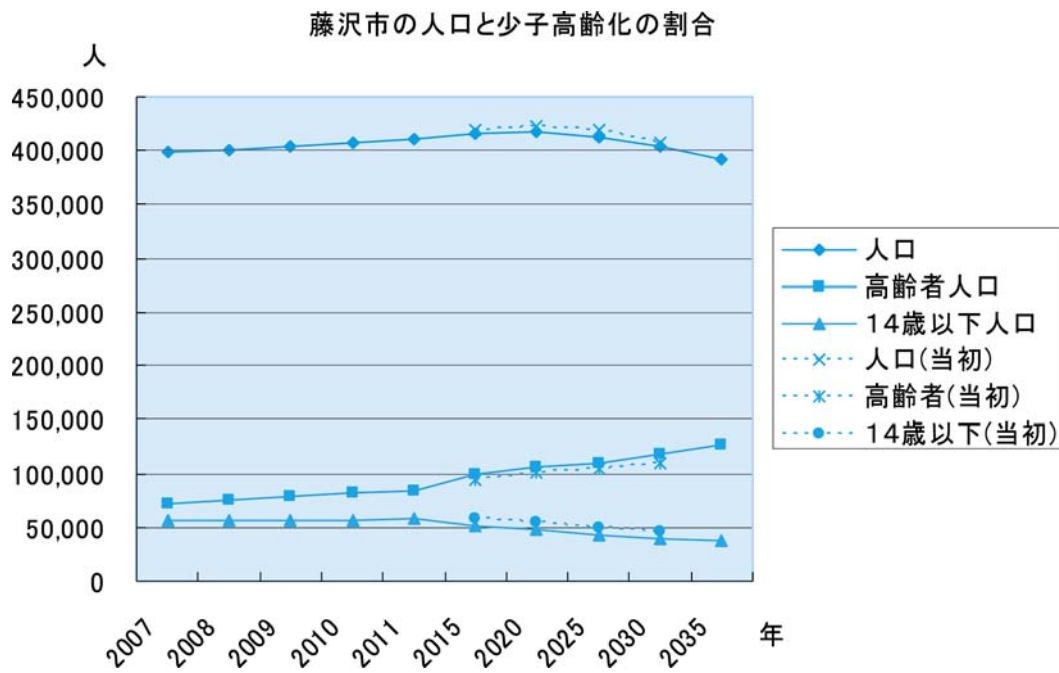
指 標		計画当初	現 在
自立支援医療（精神通院医療）受給者		3,561人 (2009.4.1)	4,326人 (2011.4.1)
外国籍の方 (外国人登録人口)		6,291人 (2008.10.1)	5,671人 (2011.10.1)
ボランティア登録	市民活動推進センター (団体)	404団体 (2009.3.31)	439団体 (2011.3.31)
	ふじさわボランティア センター(グループ)	111グループ (2009.3.31)	112グループ (2011.3.31)
	ふじさわボランティア センター(個人)	456人 (2009.3.31)	227人 (2011.3.31)
	地区ボランティアセン ター(個人)	— (※2箇所)	528人(7箇所) (2011.3.31)
相談窓口	子育て(子育て支援セン ター・つどいの広場)	4箇所 (2009.4.1)	7箇所 (2011.4.1)
	高齢者(地域包括支援セ ンター)	8箇所 (2009.4.1)	14箇所 (2011.4.1)
	障がい者(委託相談事業 所)	3箇所 (2009.4.1)	6箇所 (2011.4.1)
虐待相談 件数	児童	176件(2008年度)	223件(2010年度)
	高齢者	34件(2008年度)	67件(2010年度)
合計特殊出生率		1.24(2008年度)	1.27(2010年度)
国 勢 調 査	世帯区分	2005年	2010年
	一般世帯	161,122世帯	171,818世帯
	ひとり暮らし世帯	49,874世帯 (一般世帯比31.0%)	55,610世帯 (一般世帯比32.4%)
	高齢者のいる世帯	44,564世帯 (一般世帯比27.7%)	54,245世帯 (一般世帯比31.2%)
	ひとり暮らし高齢者世帯	10,007世帯 (一般世帯比6.2%)	13,511世帯 (一般世帯比7.9%)

<出典：合計特殊出生率（神奈川県衛生統計年報、神奈川県保健福祉局）、  
国勢調査（総務省統計局）、上記以外（担当課調べ）>

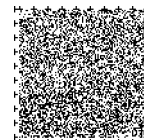


## ② 将来人口について

全体の傾向としては、当初計画時と変わりませんが、直近（2009年3月）の人口推計でも、少子高齢化が進むと予想されています。



<出典：藤沢市将来人口推計（経営企画課）、住民基本台帳>



## 第3章 取り組みの評価と課題

### 1. 取り組みの評価と課題

計画で定めているそれぞれの項目について2010年度までの取り組みの評価を行い、課題を整理しました。その上で、項目の見直しについて、議論を行いました。

#### ① 地域福祉の普及・啓発

##### 具体的な取り組み

- 広報紙等を活用したお知らせの強化を図ります。
- 市のホームページによる周知を図ります。
- 計画書を関係機関や相談窓口へ送付するとともに概要版を作成し、広く市民への周知を図ります。

##### 取り組みの評価

- 広報に計画の概要を掲載することにより、計画のめざす方向性や地域福祉の重要性を周知することができた。
- ホームページに計画書を掲載することにより、誰もが計画の詳細を知ることができる環境が整備された。
- 関係機関には計画書を配布、また概要版についても広く配布することによって、計画を周知することができた。
- 地域福祉の普及・啓発策の一環として、「認知症サポーター」3,054人の養成を行うことにより、地域の中で認知症の方やその家族を見守る体制が強化された。

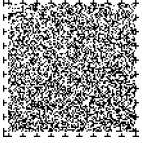
(認知症サポーター養成数(累計))

2008年度 126人 → 2010年度 3,180人

#### 課題

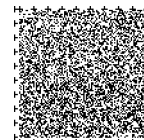
- ①-1 広報紙については、紙面が限られている。
- ①-2 理念や目的について、「誰に」「どうやって」伝えていけばよいか、更に効果的な方法はないか。
- ①-3 計画の個別事業についても、「情報が必要な人」に効果的に伝える方法





を考える必要がある。

- ①-4 インターネットをほとんど使っていない人もいる。やはり広報紙でしっかり伝える必要もある。
- ①-5 相談窓口があることを知らない人がいる。  
→以上、見直し計画に反映し、情報が必要な方に届くよう引き続き強化を行う。
- ①-6 地区社会福祉協議会、地域経営会議との協力、情報共有をどのように進めていくか。
- ①-7 計画の内容が本当に関係団体、市民等に伝わっているか。
- ①-8 地域福祉の推進のため、自治会、町内会活動をいかに充実させるかが重要である。
- ①-9 自治会、町内会活動の充実も必要であるがそこまで取り組むべきか。地域福祉の観点から必要なことは、この計画を推進しながら地域コミュニティの充実を図ることではないか。  
→以上、見直し計画に反映し、支援や連携の強化を図る。その中で、現場の声を取り入れる方法や支援の充実について検討していく。
- ①-10 「認知症サポーター養成事業」が新総合計画に位置づけられた。「具体的な取り組み」の項目に追加するべきか。
- ①-11 認知症サポーターを養成して、どのように活用するのか。
- ①-12 地域福祉に関わる人材育成は行政だけが行っているものではない。  
→以上、見直し計画に反映し、項目を追加する。その中で、人材育成については、必要な支援を検討する。認知症サポーターについては、この3年間は普及・啓発に位置づけ、活用は次期計画への課題とする。
- ①-13 認知症サポーター養成講座など、すぐに効果が見えにくいものについても、必要なものは実施するべきである。継続的に実施しながら、受講者が活動できる場やもう少し知識を深めたり、キャリアアップできる環境をどうつくるかといったところが計画の中に見えてくるとよい。  
→普及・啓発の段階と、活用までを検討する段階に区分して進める。



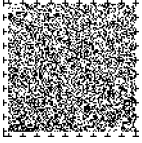
## ② ボランティア活動への支援

### 具体的な取り組み

- 新たなボランティア活動の具体化を図ります。
- ボランティア活動の情報収集や提供のための地域の拠点づくりを段階的に進めます。
- ボランティアコーディネーター育成に向けた支援の具体化を図ります。
- 社会福祉法人やNPO法人が実施する福祉有償運送等、一人では外出が困難な方へ制度利用の促進を図ります。
- 愛の輪福祉基金の有効利用を図るための財源確保を積極的に取り組みます。

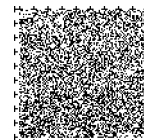
### 取り組みの評価

- 「介護ボランティアポイント制度」の実施により、新たなボランティアの獲得及び各施設でのボランティアの状況把握を進めることができた。また、ボランティア養成講座もボランティア人口の増加に寄与している。  
(介護ボランティアポイント制度(いきいきパートナー事業))  
2009年度 創設(モデル事業実施)  
2010年度 165人登録
- 地区ボランティアセンターの開設は着実に進んでおり、地域でのボランティア活動の拠点整備ができてきている。  
(地区ボランティアセンター開設箇所数)  
2008年度 2箇所 → 2010年度 7箇所
- ボランティアコーディネーターの養成を進めることができた。引き続きコーディネーターを確保するとともに、コーディネーターが活動できる環境を整える必要がある。
- 福祉有償運送については、団体の支援と制度周知により、利用者数の確保がされ、外出が困難な方の移動支援が図られた。  
(福祉有償運送実施団体数)  
2008年度 9団体 → 2010年度 10団体
- 愛の輪福祉基金の活用により、団体活動の支援がなされた。



## 課題

- ②-1 ボランティアの養成については、生涯学習大学との連携などを進める必要がある。  
→連携を進めるが見直し計画への明記はしない。
- ②-2 介護ボランティアポイント制度の拡充や新たなボランティア拡充策の検討はどうか。  
→見直し計画に反映。当面は介護ボランティアポイント制度の推進、充実を図る。
- ②-3 地区ボランティアセンターの開設の促進や、開設後の機能強化はどうか。
- ②-4 ボランティアの確保にあたっては、地域でいかに情報等の発信ができるかも課題である。  
→開設については、引き続き進める。機能強化も進めていくが、見直し計画への明記はしない。
- ②-5 ボランティアコーディネーターの人数やコーディネート状況など、現状を把握し、「具体的な取り組み」について改善点がないか検証する必要がある。
- ②-6 ボランティアコーディネーター養成後の活動の場所を明確にする必要がある。  
→以上、見直し計画に反映。コーディネーターを地域におけるボランティア活動の活性化につなげる。
- ②-7 市民活動推進センター、いじさわボランティアセンター、地区ボランティアセンターは、成り立ちや登録団体などの構成が違うため、それぞれの連携により、ボランティアのPRやコーディネートを進める必要がある。  
→見直し計画に反映し、それぞれの強みを活かした機能の明確化と地域団体等との連携を図る。
- ②-8 ボランティア活動は相当幅広い。整理した上で、支援の内容を考えるべき。  
→地区ボランティアセンターも含めて連携を行った上で必要な支援を検討する。当面は、愛の輪福祉基金の活用を想定し、見直し計画に反映。
- ②-9 災害が藤沢市で発生した場合における、災害救援ボランティアセンターの機能を明確にする必要がある。  
→災害ボランティアの項目を⑤から移動するとともに、機能強化について見直し計画に反映。
- ②-10 地域でのまちづくり計画には、外出支援や地域福祉活動の推進事業が位置づけられている。また、ボランティアに期待する範囲も幅広くなっている。



→引き続き、取り組みを実施する。まちづくり計画事業の進捗を踏まえ、次期計画への課題とする。

②-11 ボランティアの支援について、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携が必要である。

→活動計画との連携は引き続きはかっていくが見直し計画への明記はしない。

### ③ 相談・支援ネットワークの拡大

#### 具体的な取り組み

- ・分野別相談のネットワークから総合支援ネットワークの設置に向けた検討を進めます

#### 取り組みの評価

- ・地区福祉窓口の開設により、身近な地域での相談が可能となっている。また、関係機関との連携も適宜行われている。
- ・地域包括支援センターの湘南台地区への設置により、相談体制の充実を図るとともに、モデル事業としての検証を行い、13地区全体への拡充と、より利用しやすい場所への設置に向けた準備作業を進めることができた。
- ・福祉保健総合相談室において相談を受け、適切な関係機関に引き継ぐことで、福祉部門におけるワンストップサービスが図られた。
- ・委託相談事業所の増設により、障がい者の相談支援の拡充が図られた。

(委託相談事業所相談件数)

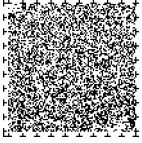
2008年度 のべ7,147件

→ 2010年度 のべ8,528件

- ・24時間365日の電話相談体制の構築により、救急対応が必要かどうかなど市民の方が適切に判断し、安心できる環境が整備された。

(ふじさわ安心ダイヤル24)

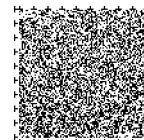
2010年度 10月開始。相談件数のべ8,542件



---

## 課題

- ③-1 相談機能の充実についてどのように図るべきか。
- ③-2 分野別相談の充実からより高次な相談支援ネットワークの構築に向けた取り組みが今後必要となる。
- ③-3 「高齢者の見守りネットワーク事業」が新総合計画に位置づけられており、地域の実情に応じた見守りネットワークの構築に向けての取り組みを効果的に進めていく必要がある。
- ③-4 高齢者については、医療や介護の面も連携が必要と言われている。地域ケア会議において、地域の課題等の検討を行っているが、より綿密に連携ができるような仕組み作りが必要である。
- ③-5 地域において障がい者が安心して暮らせるよう、相談支援体制の更なる強化を検討する必要がある。
- ③-6 児童福祉（子育て支援）分野では、子育て支援センターの増設なども行われており、今後とも体制の整備を図る必要がある。
- ③-7 子育ての相談・支援について、子育て支援センターでブログなどの情報発信をしていってどうか。団体の支援の方にも取り組んでほしい。  
→以上、分野別相談の充実及びネットワーク化については、引き続き進める。見直し計画を修正するとともに各分野での充実を図る。
- ③-8 震災の被害に遭った方達の支援について、被災された方のトータルな相談に応じる、ということ新しい課題としてはどうか。  
→見直し計画に反映。



## ④ 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

### 具体的な取り組み

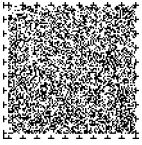
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発に努めます。
- 情報提供やサービス利用など誰もが安心して利用できる相談窓口の具体化を図ります。

### 取り組みの評価

- パンフレットを作成し、配布することにより、広く制度の周知が図られた。
- それぞれの部署で、適切に相談を受け付け、対応が図られた。
- 日常生活自立支援事業の実施により、認知症などの方が身近な地域で生活できる環境が整備された。

## 課題

- ④-1 障がい者自立支援法の改正も踏まえて、事業の制度化ならびに利用支援のため普及・啓発・相談窓口の充実を図る必要がある。  
→見直し計画に反映し、普及、啓発に加え、事業の充実も図る。
- ④-2 相談窓口の具体化への取り組みを今後進めていく必要がある。  
→見直し計画に反映し、成年後見相談センターの設置を進める。
- ④-3 ひとり暮らし高齢者等が増加する中で、法人後見事業に取り組んでいく必要がある。  
→法人後見事業等の整備について、見直し計画に反映。
- ④-4 全市的な取り組みに加え、地区を活かした取り組みや支援体制の充実を図る必要がある。  
→当面は、センター機能の充実を図る。次期計画への課題とする。
- ④-5 成年後見制度は日常生活支援事業とセットの部分があるので、社会福祉協議会が成年後見相談センターの役割を担い行政とうまく連携するべきである。  
→見直し計画には明記はしないが、連携の重要性を踏まえ検討する。



## ⑤ 災害時要援護者支援の体制整備

### 具体的な取り組み

- 災害時に支援を必要とする人の情報収集を行います。
- 支援を必要とする人の支援体制をつくるために情報提供を図ります。
- 災害時に活動する NPO 法人「FSV ネット」への情報提供や資機材の提供等の支援を行います。
- 福祉避難所の支援内容の検討を進めます。

### 取り組みの評価

- 市内各地区を巡回し依頼することによって、少しずつではあるが、地域での避難支援体制づくりの取り組みが進んできた。
- わかりやすいハンドブックの作成により、市民の方が容易に避難支援ができるような情報提供ができた。
- 体制の整った自主防災組織に対して実際に名簿を提供し、支援体制を構築できた。

(要援護者名簿の提供団体(自主防災組織)数)

2010年度 提供開始。210団体

- FSV ネットへの支援を行うことにより、各地区の災害ボランティア受け入れ体制の充実が図られた。また、災害救援ボランティアコーディネーターの養成により、人材の確保も図られた。

## 課題

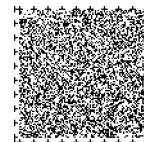
⑤-1 地域にばらつきがある。どのように推進していくか。

→地域間の取り組み姿勢に差が顕在するため、要援護者側からも自主防災組織へ働きかけるような機会や動きが必要となってくる場合もある。見直し計画への明記はしない。

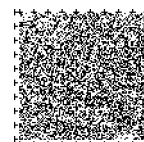
⑤-2 地区単位で、地域経営会議等において検討し、進めることが大切である。

→近い将来に発生するという南関東地震等に備え、東日本大震災被害を教訓に、地区総合計画等の見直しの中で取りあげられる課題であろうと考える。見直し計画に反映。

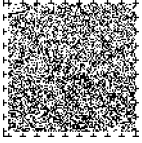
⑤-3 情報提供や収集ばかりを強調するのではなくて、地域福祉の視点でもう少し視野を広げたほうがよい。



- 地域人材を確保・維持しボランティアも活用することが課題。見直し計画に反映。
- ⑤-4 誰かがやってくれるんじゃないか、では全く進まない。自分たちが一つでもいいからやっけていこうという事にしないといけない。
- ⑤-5 自主防災組織等は、まず取り組みを進めるべきだと考える。取り組みを始めて意識が高まってくれば必ず自分も手伝うよってという方が出てくるはず。
- 以上、要援護者の支援には地域住民の自発的な気運の高まりが条件であり、不可欠でもあるため、見直し計画に反映し、市としては地域への働きかけを継続したい。
- ⑤-6 地域によってはうまく動いている所もある。もちろん地域特性はあるが、いい活動等をいかに藤沢全体に広げて行くかという視点で進めてほしい。
- 今年度の市の取り組みとして、先進事例を紹介する機会を設ける予定。支援体制づくりの取り組みへの支援として、見直し計画に反映。
- ⑤-7 要援護者の支援希望者の割合が低いのではないかな。
- 今回の大震災で要援護者の危機意識は高まっているはずであり、契機としたい。地域への働きかけを継続していくとし、見直し計画に反映。
- ⑤-8 津波対策では、住民との協力・連携が更に必要である。
- 見直し計画に反映。
- ⑤-9 要援護者には避難施設での生活が難しい方もおり、個別の支援が可能な避難施設が求められている。
- ⑤-10 地域に合った避難場所、避難施設の検討を早急に進めるべき。
- 以上、大地震とともに大津波による被害も想定し、設置場所や構造、避難支援内容、備蓄品等具体的な検討を防災担当課とともに進めることになる。市の全体的な課題であるが見直し計画に反映。
- ⑤-11 防災計画の見直しとの整合をはかってほしい。
- 大震災後の地域防災計画見直しを踏まえ、要援護者支援体制づくりも見直す。市の全体的な課題。見直し計画に反映。
- ⑤-12 災害時には、負傷者や帰宅困難者なども発生する。要援護者だけでなく、全員を助けるという観点が必要である。
- 柱を幅広くするなど、見直し計画に反映。
- ⑤-13 近隣市町とも広域的に助け合えるよう関係の構築を進めてほしい。
- 行政間の連携については、地域防災計画の見直しや応援協定の中で検討を進めていく、市の全体的な課題。市民同士、地域同士の関係の構築については、それを踏まえて、地域福祉の観点から具体的に何が出来るか検討を進めたい。次期計画への課題とする。







## ⑥ 障がい者団体等の活動支援や情報発信を行う拠点整備

### 具体的な取り組み

- ・障がい者団体等の自立に向けた活動の支援や情報発信・地域福祉を担う人材育成等を行う新たな拠点の整備に向けた具体的検討を進めます。

### 取り組みの評価

- ・関係各課との協議を進め、新総合計画に位置づけることができた。

## 課題

### ⑥-1 地域福祉推進の観点から必要な機能は何か。(ハード面、ソフト面)

例：利便性の高い（駅からのアクセスがいい）立地がよい。

活動室（印刷機・コピー機）、会議室、給湯室、車椅子で利用可能な駐車場があればよい。

障がい者、高齢者団体の連携、子育て支援などができること。

専門相談員の定期的派遣や各相談員・専門職が連携する機能が必要である。

ノーマライゼーションの学習機会を提供できる場が必要である。

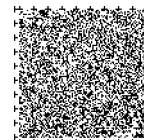
コーディネーターの役割をする社会福祉協議会を中心にボランティアセンターの市全体の福祉に関わる総括的役割を位置づける。

地域力の活用が望ましい。

→見直し計画としては、ソフト機能について表記。

### ⑥-2 今後、どのように関係団体を交えて協議を進めていくか。

→見直し計画に明記はしないが、円滑な整備に向けて協議を進めていく。



## ⑦ 福祉人材の育成・確保に向けた取り組み

### 具体的な取り組み

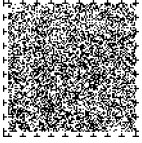
- ・ホームヘルパー養成研修受講者やすでに資格を取得している方への求人情報の提供や養成研修など受講しやすい仕組みを検討します。
- ・サービス提供事業者と協力し、若い人の理解を深めるための職場体験等の実習の具体化を図ります。
- ・福祉人材の定着や確保を図るための具体的検討を進めます。

### 取り組みの評価

- ・ホームヘルパー2級の養成講座を、社会福祉協議会と連携し実施することにより、受講の機会が拡大し、多くの修了者を確保することができた。
- ・介護人材確保のための助成事業の実施により、市内事業所の介護人材の確保及び、既に事業所で働く人材のスキルアップが図られた。  
(介護人材育成支援事業) 2009年度 創設  
2010年度 研修受講料助成57名、人材育成定着助成15法人
- ・介護事業所への見学会を実施することによって、就労希望者に介護に関する職場への就労促進が図られた。

## 課題

- ⑦-1 福祉・介護の仕事への専門性が強く求められている。
- ⑦-2 福祉・介護の仕事の中でスキルアップしていく機会が求められている。
- ⑦-3 介護職場だけでなく、障がい者施設や保育の人材も確保する必要がある。  
→以上、見直し計画に反映。こういった人材を養成するかについて、引き続き社会福祉協議会とも調整を図っていく。
- ⑦-4 若い人（特に生徒・学生）の就労体験の取り組みをどのように進めていくべきか。
- ⑦-5 見直しをすとして、職場体験はこの柱の取り組みでよいか。  
→以上、普及・啓発でなく、就労をメインに整理し、現行通り。体験の具体化に努める。
- ⑦-6 就職率、定着率の向上を更に図っていく必要がある。  
→見直し計画に反映し、介護人材育成支援事業を引き続き実施する。その中で定着率を高める方策が他にあるか、検討を進める。



## ⑧ その他の課題

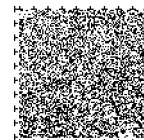
⑧-1 方針を示して現場におろすことが大きな役割。現場が動きやすくするにはどうしたらいいか。各団体がこの計画だけでなく色々な事業を一杯持っている。そういう状況で誰がこの計画のPDCAサイクルを管理するかが明確になっていないのでは。

⑧-2 計画の進捗状況、取り組み情報を単に提供するだけでよいか。

⑧-3 管理指標が適切かどうか。

→以上、PDCAサイクルを進行管理シートに入れ提供していく。





## 第4章 見直し後の具体的な取り組み

### 1. 本市の具体的な取り組み

見直し後は、取り組みに対する課題をうけて、次の項目を柱として具体的な取り組みを進めていきます。（下線は強化・追加をした部分です）

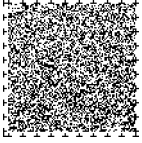
#### ① 地域福祉の普及・啓発

地域福祉を進めていくには、理念や目的だけでなく、具体的な取り組み情報等も提供する必要があります。

地域福祉の推進には、多くの人地域に関わり、ともに支えあえる地域づくりが大切です。そのためには、市民一人ひとりが地域に愛着をもち、参加意識を高めること、地域における人材を育成すること、多くの個人・団体が連携することが必要となります。市民、自治会や町内会、地域団体、民生委員や社会福祉協議会などと協力してその推進に取り組むとともに、そうした取り組みが円滑に進むよう支援を検討、実施します。

#### 具体的な取り組み

- 広報紙、ホームページに加え、拠点施設等での情報提供により、情報が必要な方に届くようお知らせの強化を図ります。（課題①－1～5）
- 見直し後の計画書を関係機関や相談窓口に送付するとともに、広く市民への周知を図ります。
- 地域における地域福祉の推進体制に関して、情報提供などの支援の強化を図ります。（課題①－6～9）
- 地域福祉の推進に関する人材の育成に必要な支援を検討します。地域で高齢者等を見守る人材を養成します。（課題①－10～12）
- 地域の子どもは地域で育てるという取り組みが円滑に進むように情報提供などの啓発を行います。



## ② ボランティア活動への支援

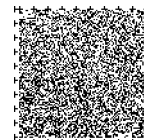
市民が主体的に行うボランティア活動の支援を行います。ボランティア活動を希望する人や何らかの支援を必要とする人のニーズ把握、ボランティア活動をコーディネートする地区ボランティアセンターなどの拠点整備を進めます。ボランティアやボランティアコーディネーターを養成するとともに、誰もが気軽に参加できるボランティアの仕組みを検討します。

加えて、ボランティア活動が更に推進されるよう、関係団体の連携に努めるとともに、各ボランティア団体の活動が充実するよう支援します。

また、一人では外出が困難な方への移動サービスの利用促進を図ります。  
災害時におけるボランティア活動に対する支援を行います。

### 具体的な取り組み

- 介護ボランティアポイント制度の充実を図ります。(課題②-2)
- 地域におけるボランティア活動の拠点となる地区ボランティアセンターの開設を進めます。(課題②-3、4)
- ボランティアやボランティアコーディネーターを養成し、地域におけるボランティア活動の活性化につなげます。(課題②-5、6)
- ふじさわボランティアセンター、地区ボランティアセンター及び市民活動推進センターの機能明確化並びに地域団体等も含めた連携の推進によって、ボランティア活動支援の充実を図ります。(課題②-7)
- 市民グループ、企業等によるボランティア活動の推進を図ります。
- 社会福祉法人やNPO法人が実施する福祉有償運送等、一人では外出が困難な方へ制度利用の促進を図ります。
- 愛の輪福祉基金の財源確保に積極的に取り組むとともに、基金の有効活用を図ります。(課題②-8)
- 災害時に活動するNPO法人「FSVネット」への情報提供や資機材の提供等の支援を行います。(課題②-9)
- 災害に備えて災害救援ボランティアセンターの役割を整理し、必要な機能強化について検討を進めます。(課題②-9)



### ③ 相談・支援ネットワークの拡大

福祉サービスの利用だけでなく、誰もがいつでも相談できる仕組みが必要です。様々な相談に対応できる相談機能の充実に向けた取り組みを進めます。

#### 具体的な取り組み

- 分野別相談について引き続き充実を図るとともに、更なるネットワーク化を進めます。（課題③－１～７）
- 東日本大震災で被災した避難者に対する相談業務と支援を実施します。（課題③－８）

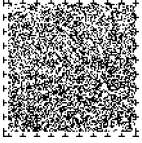
### ④ 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

認知症、知的障がい、精神障がい等のために日常生活を送る上で、十分な判断ができない場合には、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用が必要となります。また、社会情勢の変化により、親族や専門職以外の後見人の確保が求められています。

誰もが安心して生活するために制度の普及に取り組みます。

#### 具体的な取り組み

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発及び充実に努めます。（課題④－１）
- 成年後見相談センターを設置し、相談業務の充実を図るとともに、法人後見事業の推進や市民後見人制度の検討を行います。（課題④－２、３）
- 本人や親族による申立が困難な場合の審判請求手続きの支援及び後見人等への報酬助成を行います。



## ⑤ 災害時における避難体制確立に向けた取り組み

大規模災害発生時は、定められた防災計画の中で、自分の身を守りつつ、助け合うことが求められます。誰もが安心して暮らせるよう、また市民に限らずその場に居合わせた方を助けられるよう地域との連携を図りながら避難体制の整備に向けて取り組みを進めます。特に、地域での要援護者支援体制の整備は早期の確立を目指します。

### 具体的な取り組み

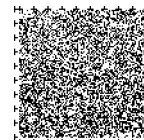
- 地域での幅広い避難体制づくりを呼びかけます。要援護者の避難支援については、引き続き自主防災組織や民生委員等と協力し支援体制づくりを進めるとともに、地区防災拠点を通じて支援体制づくりの取り組みへの支援を行います。(課題⑤-2~7)
- 津波対策の必要な地域においては、更に地域との協力を進めるとともに、支援を検討、実施します。(課題⑤-8)
- 福祉避難所としての市民センター等の運営体制の整備を図るとともに、養護学校や福祉施設等との連携を進めます。(課題⑤-9、10)

## ⑥ 障がい者団体等の活動支援や地域福祉を担う人材を育成する拠点整備

障がい者団体等の活動に対する支援を行うとともに、地域福祉を担う人材育成等を進めるための拠点整備を行います。

### 具体的な取り組み

- 障がい者、高齢者、子育て支援団体等による活動や、高次脳機能障がい者、発達障がい者等の日中活動に対する支援を充実するとともに、地域福祉を担う人材育成を行う新たな福祉拠点を整備します。(課題⑥-1)
- 障がい者団体と地域福祉推進団体等とが交流できる場を整備します。



## ⑦ 福祉人材の育成・確保に向けた取り組み

高齢化の進行や障がい者自立支援法の施行などにより、対象者の増加への対応や事業所職員の専門性がさらに求められていることから、次の取り組みを進めます。

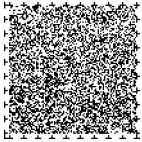
とりわけ特別養護老人ホームなど、入所施設への利用希望は高く、施設の増設に併せ、人材の育成や確保を図ることが必要です。

### 具体的な取り組み

- ホームヘルパー養成研修受講者や有資格者への求人情報の提供を行います。
- 地域のニーズに合った福祉人材の養成策について検討します。  
(課題⑦-1～3)
- 福祉サービス提供事業者と協力し、若年層の理解を深めるための職場体験等の実習の具体化を図ります。
- 福祉人材の確保や定着を図るための事業を進めます。(課題⑦-6)







## 2. 具体的取り組みの指標

見直し後の計画の進捗管理は、PDCA サイクルにより実施していきませんが、実施にあたり、総合的に管理する指標と、それぞれの取り組みについて主な指標を設定することとし、その数値をもとに、年度ごとの事業について見直すこととしました。

### 総合指標 地域に支えられていると実感する人の割合

	2009年度	2010年度
地域に支えられていると実感する人の割合	—	27%

※市民生活の現状に関するアンケート調査にて集計

### ①地域福祉の普及・啓発

(指標) 計画の概要版の配布部数

	2009年度	2010年度
計画の概要版の配布部数	—	—

### ②ボランティア活動への支援

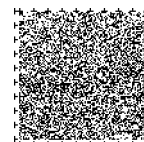
(指標) ふじさわボランティアセンター、地区ボランティアセンター、市民活動推進センターの登録(者・団体)数

	2009年度	2010年度
ふじさわボランティアセンター登録個人数	195人	227人
ふじさわボランティアセンター登録グループ数	127グループ	112グループ
地区ボランティアセンター登録個人数	464人	528人
市民活動推進センター登録団体数	421団体	439団体

### ③相談・支援ネットワークの拡大

(指標) 地域包括支援センター及び障がい者委託相談事業所の相談件数、子育て支援センターの利用者数

	2009年度	2010年度
地域包括支援センター相談のべ件数	40,725件	33,416件
障がい者委託相談事業所相談のべ件数	6,670件	8,528件
子育て支援センターのべ利用者数	32,927人	37,047人



④成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

(指標) 成年後見相談センターの相談件数

	2009年度	2010年度
成年後見相談センター相談件数	—	—

⑤災害時における避難体制確立に向けた取り組み

(指標) 災害時要援護者名簿登載者の市内要援護者数に対する割合

	2009年度	2010年度
割合	—	49.7%
(参考) 災害時要援護者名簿登載者数	—	9,740人
(参考) 市内要援護者数	—	19,585人

⑥障がい者団体等の活動支援や地域福祉を担う人材を育成する拠点整備

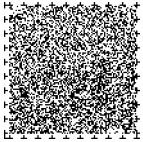
(指標) 福祉プラザの利用者数

	2009年度	2010年度
福祉プラザ利用者数	—	—

⑦福祉人材の育成・確保に向けた取り組み

(指標) 特別養護老人ホーム等職員の介護サービス向上のための介護福祉士等資格取得者数及び研修等の参加者数

	2009年度	2010年度
介護福祉士等資格取得者数	18人	23人
研修等の参加者数	1,377人	1,929人



---

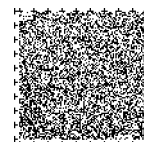
## 資料編・藤沢市地域福祉計画中間見直し素案に関するパブリックコメントの実施結果について

### 1 パブリックコメント実施の概要

- (1) 件名  
「藤沢市地域福祉計画 中間見直し素案」について
- (2) 公募期間  
2011年(平成23年)11月25日(金)から12月24日(土)まで
- (3) 内容(配付資料等)  
「藤沢市地域福祉計画 中間見直し素案」
- (4) 周知方法  
広報ふじさわ11月25日号 市ホームページ等
- (5) 藤沢市地域福祉計画中間見直し素案の配布等  
保健医療福祉課、市役所受付案内、市政情報コーナー、各市民センター・公民館で配布、及びホームページで公開
- (6) 意見等を提出できる方  
市内に在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、その他利害関係者
- (7) 意見公募方法  
実施期間中、任意の用紙に必要事項を記入したものを、保健医療福祉課へ郵送、FAX または持参及びホームページにて公募

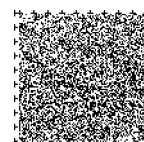
### 2 結果の概要

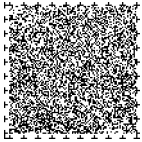
- (1) 提出件数：4件
- (2) 意見総数：6項目 16意見



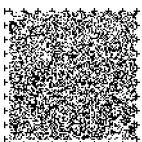
### 3 意見の要旨と市の考え方

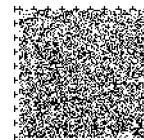
項目	意見の要旨	市の考え方
(1) 地域福祉の普及・啓発について	障がい児者やその親と、地域を結び付けるような組織作りをお願いしたい。	地域が行う交流事業などをきっかけに、地域の個人・団体と障がい児者やその親の方の結び付きが強まるよう支援を進めてまいります。(具体的な取り組みの3点目「地域における地域福祉の推進体制に関する情報提供などの支援の強化」に含まれます)
	地域経営会議のメンバーに、障がい者またはその親の代表者が必ず加わるようにしてほしい。	様々な関係者が地域に関わるのが地域福祉の推進に必要と考えます。地域経営会議の担当部署と調整を図ってまいります。
	発達障がいについて、「親の会」を活用するなどして学校や地域への理解啓発に努めてほしい。	地域福祉の普及・啓発には関係団体と協力し、取り組むことが必要と考えます。個別のテーマについてはその状況を踏まえて取り組みを検討、実施してまいります。(具体的な取り組みの4点目「人材の育成に必要な支援」に含まれます)
	地域の絆の中心、基本となるのは自治会、町内会だと思う。「具体的な取り組み」の中で「自治会、町内会活動の支援」について明記してほしい。	自治会、町内会活動の支援についても検討していくこととしています。(具体的な取り組みの3点目「地域における地域福祉の推進体制に関する情報提供などの支援の強化」に含まれます)
(2) 相談・支援ネットワークの拡大について	ワンストップになったことは評価できるが、紹介を受けた団体が利用者の希望と合わないことがないよう対応の向上にも努めてほしい。	計画への明記はしませんが、委託の相談事業所も含め、利用者のニーズに即した対応ができるよう努めてまいります。
	自閉症の生活支援やコーディネートができる専門家をお願いしてほしい。	様々な相談に対応できるよう相談機能の充実を進めてまいります。個別のテーマについてはその状況を踏まえて取り組みを検討、実施してまいります。(具体的な取り組みの1点目「分野別相談の充実」に含まれます)
(3) 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実について	知的障がい者を持つ親の高齢化が進んでいるので、法人後見事業ができるよう早急に対応してほしい。	当面は成年後見相談センターの設置を進めてまいります。早期に法人後見事業が整備できるよう検討を行います。(具体的な取り組みの2点目のとおりです)





項目	意見の要旨	市の考え方
(3) 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実について(つづき)	成年後見相談センターの機能を確立してほしい。	計画への明記はしませんが、成年後見相談センターの設置にあたっては、機能についても十分検討を行います。
	制度を安心して、また継続して利用できるよう助成制度をつくってほしい。	状況を踏まえて助成を含めた支援について検討、実施してまいります。(具体的な取り組みの3点目のとおりです)
(4) 災害時における避難体制確立に向けた取り組みについて	支援をする側、される側がわかりやすいサポートブック等の作成に取り組んでほしい。	現在「災害時要援護者及び支援者ハンドブック」を作成し、配布していますが、適宜内容などの見直しを行ってまいります。(具体的な取り組みの1点目「支援体制づくりの取り組みへの支援」に含まれます)
	地域防災計画について周知、情報提供をしてほしい。	地域防災計画への理解が深まるよう周知、情報提供について担当部署と調整を図ってまいります。
	災害時要援護者名簿の提供について、地域格差のないように進めてほしい。	要援護者の避難支援について全市で取り組みが進むよう引き続き呼びかけを行ってまいります。(具体的な取り組みの1点目「支援体制づくりの取り組みへの支援」に含まれます)
	避難所生活について、自閉症の方は衝立の設置や個別化といった対応が必要だと考える。	福祉避難所の運営体制等については引き続き整備を図ります。個別のテーマについてはその状況を踏まえて取り組みを検討、実施してまいります。(具体的な取り組みの3点目のとおりです)
(5) 障がい者団体等の活動支援や地域福祉を担う人材を育成する拠点整備について	福祉拠点には福祉団体の事務局的な役割をお願いしたい。	事務局については、当該団体で運営をしていただくようお願いいたします。
	福祉拠点ができる地区の方(在住・在勤・在学)に、福祉拠点ができることを周知するとともに、障がい者に対する理解やマナーの向上を呼びかけてほしい。	計画への明記はしませんが、福祉拠点の整備を進める中で、地区への周知に努めてまいります。
(6) 福祉人材の育成・確保に向けた取り組みについて	自閉症の生活支援やコーディネートができる人材の育成・確保に努めてほしい。	地域のニーズに合った福祉人材の養成策について検討することとしています。個別のテーマについてはその状況を踏まえて取り組みを検討、実施してまいります。(具体的な取り組みの2点目のとおりです)





## 資料編・藤沢市地域福祉計画推進委員会設置要綱（抜粋）

### （目的及び設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画を策定及び推進するため、この市に藤沢市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### （審議事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- （1）地域福祉計画の策定及び推進に関すること
- （2）計画策定及び推進に係る情報交換に関すること
- （3）前2号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項

### （組織）

第3条 委員会の委員は、21人以内とする。

### （委員）

第4条 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）高齢者関係団体の代表
- （3）障がい者関係団体の代表
- （4）児童関係団体の代表
- （5）市民代表
- （6）市社会福祉協議会の代表
- （7）民生委員児童委員の代表
- （8）その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （委員長及び副委員長）

第5条 委員会には委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

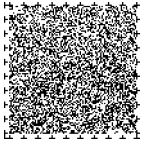
### （会議）

第6条 委員会は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催し、議事をすることはできない。

### （庶務）

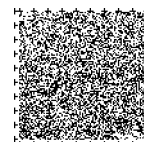
第9条 委員会の庶務は、保健福祉部保健医療福祉課において総括し、及び処理する。



資料編・藤沢市地域福祉計画推進委員会委員名簿

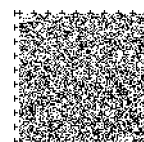
【◎は委員長 ○は副委員長】

選出区分	氏名	選出母体等
学識経験者	◎ いしわた かずみ 石渡 和実	東洋英和女学院大学教授
	まつなが ふみかず 松永 文和	日本地域福祉学会地方委員
	いしい としかず 石井 敏和	藤沢市医師会
高齢者関係	にいくら さかえ 新倉 榮	藤沢市老人クラブ連合会会長
	かきみ りょうこ 垣見 凌子	藤沢地区福祉施設連絡会
障がい者関係	とだか ひろみち 戸高 洋充	藤沢ひまわり総合施設長
	ないとう とよこ 内藤 豊子	藤沢市福祉団体連絡会代表
児童関係	きむら よりこ 木村 依子	子育て支援グループゆめこびと
	みつはし ゆみこ 三嶺 由見子	藤沢市子ども会連絡協議会会長
市民代表	たてわき かずお 立脇 和夫	公 募
	いちかわ すみえ 市川 寿美江	公 募
	こすげ ふみお 小菅 丈夫	長後地区自治会連合会会長
	おおた てつお 大田 哲夫	藤沢災害救援ボランティアネットワーク理事
	さかい まもる 酒井 衛	藤沢西部地区社会福祉協議会会長 福祉ネットワーク「きずな」会長
社協関係	しいの こういち 椎野 幸一	藤沢市防災組織連絡協議会会長
	やまだ さかえ 山田 榮	藤沢市社会福祉協議会会長
民生委員児童委員	○ きたじま れいじ 北島 令司	藤沢市社会福祉協議会幹事
	あさの あさこ 浅野 朝子	藤沢市民生委員児童委員協議会会長
	にしひさこ 西野 久子	善行地区民生委員児童委員協議会会長
	19人	

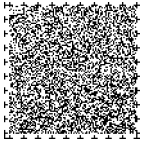


## 資料編・市内の相談窓口一覧

対象	名称	設置場所	電話
総合	福祉保健総合相談室	朝日町1-1 (藤沢市役所内)	50-3523
	六会市民センター (地区福祉窓口)	亀井野4-8-1	81-6677
	片瀬市民センター (地区福祉窓口)	片瀬3-9-6	27-2711
	明治市民センター (地区福祉窓口)	辻堂新町1-11-23	34-3444
	御所見市民センター (地区福祉窓口)	打戻1760-1	48-1002
	遠藤市民センター (地区福祉窓口)	遠藤2984-3	87-3009
	長後市民センター (地区福祉窓口)	長後513	44-1622
	辻堂市民センター (地区福祉窓口)	辻堂東海岸1-1-41	34-8661
	善行市民センター (地区福祉窓口)	善行1-2-3	81-4431
	湘南大庭市民センター (地区福祉窓口)	大庭5406-1	87-1111
	湘南台市民センター (地区福祉窓口)	湘南台1-8	45-1600
	鵜沼市民センター (地区福祉窓口)	鵜沼海岸2-10-34	33-2001
	村岡公民館 (地区福祉窓口)	弥勒寺1-7-7	23-0634
高齢者	藤沢市片瀬地域包括支援センター	片瀬4-9-22 (片瀬しおさい荘内)	29-5066
	藤沢市鵜沼南地域包括支援センター	鵜沼海岸2-10-34 (鵜沼市民センター内)	33-1166
	藤沢市鵜沼東地域包括支援センター	鵜沼桜が岡4-14-13 タックハウス鵜沼1階	55-1511
	藤沢市辻堂地域包括支援センター	辻堂東海岸1-12-27 マイタウン海岸通りA号室	54-9511
	藤沢市村岡地域包括支援センター	村岡東1-1-1	24-4100
	藤沢市藤沢地域包括支援センター	藤沢1063-13 新倉ビル1階	22-7633
	藤沢市明治地域包括支援センター	辻堂新町1-11-23 (明治市民センター内)	35-2811
	藤沢市善行地域包括支援センター	善行1-3	90-0065
	藤沢市湘南大庭地域包括支援センター	大庭5527-1 (保健医療センター2階こまよせ荘内)	87-3588
	藤沢市六会地域包括支援センター	亀井野4-8-1 (六会市民センター内)	80-5877
	藤沢市湘南台地域包括支援センター	湘南台1-8 (湘南台市民センター内)	45-2300
	藤沢市遠藤地域包括支援センター	遠藤2984-3 (遠藤市民センター内)	54-8312
	藤沢市長後地域包括支援センター	長後513 (長後市民センター内)	45-1121
	藤沢市御所見地域包括支援センター	打戻1760-1 (御所見市民センター内)	49-2020
	在宅介護支援センター 鶴生園	片瀬海岸1-7-9	55-2661
	在宅介護支援センター 芭蕉苑	遠藤35	87-1710
	在宅介護支援センター 一樹荘	用田820	48-7110
	ラポール藤沢在宅介護支援センター	稲荷345	83-2291
	同友会在宅介護支援センター	高倉2301-1	45-5005
	村岡在宅介護支援センター	渡内3-8-60	26-9501
	清心会在宅介護支援センター	高谷116-1	50-7333
	在宅介護支援センター 睦愛園	亀井野2520-3	82-7317
	みどりの園在宅介護支援センター	小塚370-1	52-2551
ガーデニア・ごしょみ在宅介護支援センター	瀬郷218	47-0580	
在宅介護支援センター かりん	城南1-22-7	36-8101	
子育て	神奈川県中央児童相談所	亀井野3119	84-1600
	学校教育相談センター	善行7-7-24	90-0660
	藤沢子育て支援センター	鵜沼石上1-11-5 (藤沢保育園内)	22-7037
	湘南台子育て支援センター	湘南台1-8 (湘南台文化センター内)	42-5533
	辻堂子育て支援センター	辻堂神台1-3-39 タカギビル2階	33-2311
	鵜沼つどいの広場	鵜沼海岸2-10-34 (鵜沼市民センター内)	35-2366
	善行つどいの広場	善行1-26-6	82-0306
	藤が岡つどいの広場	藤が岡1-12 コンフォール藤沢C3号棟104号室	50-5886
	中里つどいの広場	打戻1721 (中里子供の家内)	48-4310
障がい者	神奈川県立総合療育相談センター	亀井野3119	84-5700
	藤沢市障害者生活支援センター かわうそ	瀬郷1008-1	48-4586
	相談さぼーと ばる	亀井野2-2-5 ハイムスワマ1階	80-5250
	藤沢市地域生活支援センター おあしす	藤沢1063-13 新倉ビル3・4階	55-1399
	地域福祉支援センター・マロニエ	石川636-25	87-2800
	障がい福祉センター ひかり	辻堂神台1-3-39 タカギビル3階	54-8271
相談支援事業所 結	西俣野1952-3	81-9120	







---

## 資料編・用語解説（五十音順）

### 愛の輪福祉基金

高齢者や障がいのある方など援助の必要な方の自立、社会参加を進めるとともに、地域福祉を支えるボランティア活動をさかんにしていくために設立した市の福祉基金です。市民の皆さんや団体からの寄付金を積み立て、福祉活動へ助成を行っています。

### FSV ネット（Fujisawa Saigai Volunteer Network）

藤沢災害救援ボランティアネットワークの略。大地震など大規模災害時に「災害救援ボランティアセンター」を立ち上げ、全国からのボランティアの受け入れや災害救援活動を行うNPO法人です。多くの関係団体及び社会福祉協議会が会員となっており、平時から情報交換などを行っています。

### 介護人材育成支援事業

介護職場における介護人材の確保と質の向上を図るため、ホームヘルパー2級養成研修の受講支援及び特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人等に対し、職員の資格取得や研修への参加等にかかる費用の一部助成を行う事業。

### 介護ボランティアポイント制度（いきいきパートナー事業）

市内在住の65歳以上の元気な高齢者が、介護予防と健康維持のために市指定の施設においてボランティア活動をした際にポイントが付与され、申し出により累積ポイントに応じて年間最大5,000円までの支援金（現金）に転換する事業。

### 子育て支援センター

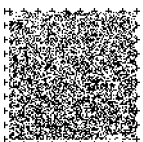
地域における子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として設置。子育てアドバイザーによる子育てひろばの開催や相談・情報提供、子育て支援に関する講習会等を実施します。

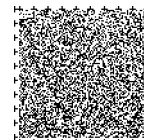
### 災害救援ボランティアセンター

災害時、市災害対策本部と連携し、被災者（被災地）からの要請に対し、ボランティアの援助を適合させ、救援物資の仕分けや運搬、片付け、話し相手など様々な支援活動を効果的に展開する機関として設置されます。

### 在宅介護支援センター

おおむね65歳以上で介護を要する在宅者とその家族を対象に、市町村の福祉サービスや





---

専門家による相談・指導が常時受けられる施設です。

### **市民活動推進センター（藤沢市藤沢 1031 小島ビル 2F 0466（54）4510）**

市民活動を推進する拠点施設として、市民活動団体の交流促進と自立化を支援するために開設されています。福祉や医療、教育、環境、災害等の分野において毎年 400 団体程度が活発に活動を行っています。

### **市民後見人**

弁護士、社会福祉士などの専門職後見人以外の、社会貢献意欲や倫理観が高い一般市民の後見人候補者を指します。成年後見に関する一定の知識や技術を身につけ、地域での成年後見活動を担います。

### **生涯学習大学**

市民の豊かなライフスタイルづくりへの支援を基本とし、多様な学習機会の提供、生涯学習ボランティア人材養成等を行い、市民の主体的な生涯学習活動を推進することを目的に開設され、様々な事業を実施しています。

### **地域包括支援センター**

2005 年の介護保険法改正により設置が義務づけられたもので、地域住民の保健・福祉・医療の向上や虐待防止・介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。

### **地区ボランティアセンター（2011.3.31 現在、市内 7 箇所）**

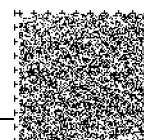
高齢者や障がい者等に対する日常生活支援や交流事業等といった地域住民による相互扶助機能を高め、ボランティアの紹介等を行う身近な活動拠点として、地区社会福祉協議会等の地域団体により開設・運営がされています。

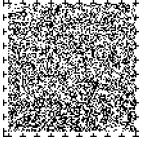
### **つどいの広場**

子育て中の親と子が気軽に集い、相互に交流を図る場として開設。子育てに関する悩みや不安に対する相談や援助を行います。

### **認知症サポーター**

厚生労働省がすすめるキャンペーン「認知症サポーター 100 万人キャラバン」の一環である「認知症サポーター養成講座」を受講した方で、認知症のことを理解し、地域の中で認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となります。





## 福祉避難所

避難施設での生活が困難な災害時要援護者（高齢者や障がい者等）が、安心した避難生活を送れるよう、生活支援ができる体制を市民センター・公民館に整備したものを指します。なお、福祉避難所での生活が困難な場合は、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等に受け入れの調整を行います。

また、市における避難場所・避難施設については、福祉避難所のほかに次のようなものがあります。

- 一時避難場所…

地震災害から一時的に身を守る場所または広域避難場所に一団となって避難するため集合する場所（公園等、自主防災組織等が指定した場所）

- 避難施設…

地震による延焼火災等の危険が去った後、住宅を失った市民が一定の期間、避難生活の場とする施設（学校等を市が指定する）

- 広域避難場所…

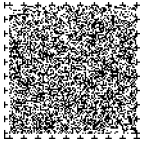
火災が拡大して地域全体が危険な状態となった時、身を守るために一時的に避難する十分な広さを持つ場所（あらかじめ市が指定する）

## ふじさわボランティアセンター（藤沢市鶴沼東 1-1 玉半ビル 3F 0466(26)9863）

藤沢市社会福祉協議会の地域福祉支援担当内にあり、ボランティア活動の相談・登録や募集・活動紹介のほか、福祉やボランティアに関心をもってもらう講座などを行っています。

## 法人後見事業

社会福祉協議会等の社会福祉法人、社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」という。）になり、親族や専門職が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行うこと。



発行：2012年（平成24年）3月  
藤沢市保健福祉部保健医療福祉課  
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
TEL. 0466-50-3518 FAX. 0466-50-8411  
E-Mail. [hukusi2@city.fujisawa.kanagawa.jp](mailto:hukusi2@city.fujisawa.kanagawa.jp)